



令和4年度

木造住宅耐震改修費補助制度

つくば市では、地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助します。

対象
建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て木造住宅
 - ・在来軸組構法又は伝統的構法であり、延べ面積30㎡以上
 - ・耐震診断の結果、上部構造評点が1未満であり、耐震改修後の上部構造評点が1以上となるもの
- ※兼用住宅の場合は、別途基準があります。

補助
対象者

- ・つくば市在住の方
- ・耐震改修工事後、その住宅に居住する方
- ・申請日現在において、市税を滞納していない方

補助額

- ・耐震改修工事に要した費用の5分の4（上限50万円）
- ※兼用住宅の場合は、別途算出基準があります。

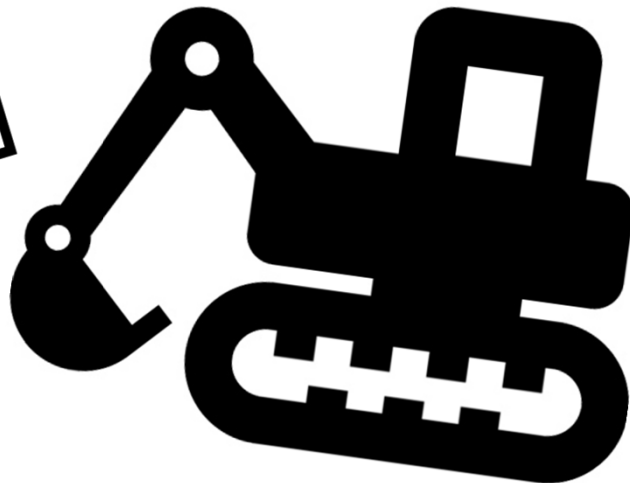
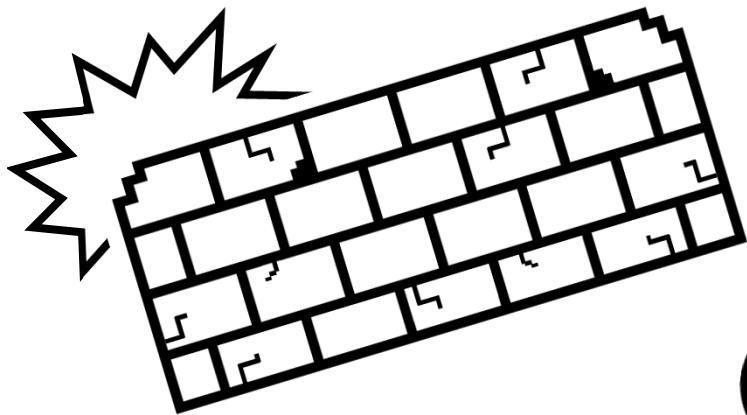
申込
方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**建築指導課まで直接持参**してください。

受付
期間

令和4年6月15日（水）から令和4年8月31日（水）まで

※事業実施の案内は、広報つくば6月号及びホームページにも掲載致します。



令和4年度

危険ブロック塀等撤去補助制度

つくば市では、危険ブロック塀等の倒壊による通学路や避難路を通行する者への被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去に要した費用の一部を補助します。

対象となる ブロック塀

- ・倒壊の危険性があり、倒壊によって通学路や避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあるつくば市内の組積造又は、補強コンクリートブロック造の塀
- ・道路面からの高さが80センチメートルを超えるもの
- ・土地の販売を目的としていないこと
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと
- ・この制度による補助金の交付を受けていないこと
- ・建築基準法第42条第2項道路のセットバック範囲内に危険ブロック塀等が築造されていないこと

補助対象者

- ・危険ブロック塀等を所有している方
- ・申請日現在において、市税を滞納していない方

補助額

- ・危険ブロック塀等の撤去に要した費用
(撤去部分の延長1メートル当たり1万4千円まで)の3分の2
(上限10万円)

申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**建築指導課まで直接持参**してください。

受付期間

令和4年6月15日(水)から11月30日(水)まで

※事業実施の案内は、広報つくば6月号及びホームページにも掲載致します。